

国際漁業管理機関・資源評価機関の概要 -1-

略語	名称	設立又は発効	水域	魚種	加盟国等	所在地
CAOFA	Agreement to Prevent Unregulated High Seas Fisheries in the Central Arctic Ocean		中央北極海の公海水域	協定適用水域における魚類、軟体動物及び甲殻類(ただし、大陸棚の定着性種族を除く)	日本、米国、カナダ、ロシア、ノルウェー、デンマーク、中国、韓国、アイスランド、EU 10か国・地域	
	中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定	2021年				
CCAMLR	Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources	南極の海洋生物資源の保存に関する条約に基づく	概ね南緯60度以南を中心とした水域	メロ(マジエルアンイナメ・ライギョダマシ)、オキアミ等の南極海洋生態系に属する海洋生物資源	日本、豪州、ニュージーランド、南アフリカ、ロシア、英国、米国、韓国、中国、ノルウェー、EU、他 27か国・地域	ホバート(豪州)
	南極の海洋生物資源の保存に関する委員会	1982年				
CCBSP	Convention on the Conservation and Management of Pollock Resources in the Central Bering Sea		ベーリング海における沿岸国から200海里以遠の公海水域	スケトウダラ、その他の海洋生物資源	日本、中国、韓国、ロシア、米国、ポーランド 6か国	
	中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約	1995年				
CCSBT	Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna	みなみまぐろの保存のための条約に基づく	特定の対象水域なし	ミナミマグロ	日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インドネシア、南アフリカ (注)台湾の漁業主体とEUは拡大委員会のメンバーとして参加	キャンベラ(豪州)
	みなみまぐろ保存委員会	1994年				
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora		全ての陸上及び水域	絶滅のおそれのある野生動植物種約4万1千種以上(海産種では、鯨類、サメ類、海亀等が取り込まれている)	日本、米国、英国、豪州、他 184か国・地域	ジュネーブ(スイス)
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)	1975年				
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations		全ての水域	全ての水産資源	日本、米国、中国、韓国、EU、他 (注)フェロー諸島及びトケラウ諸島は準加盟国・地域	ローマ(イタリア)
	国際連合食糧農業機関	1945年				
IATTC	Inter-American Tropical Tuna Commission	全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関する米国とコスタリカとの間の条約に基づく	東部太平洋	マグロ類、カジキ類等	日本、米国、コスタリカ、パナマ、エルサルバドル、エクアドル、メキシコ、ペルー、コロンビア、EU、他 (注)ボリビア、チリ、ホンジュラス、インドネシア、リベリアは協力的非加盟国	ラホヤ(カリフォルニア・米国)
	全米熱帯まぐろ類委員会	1950年				
ICCAT	The International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas	大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約に基づく	大西洋全水域	マグロ類(カツオ、マグロ、カジキ類)	日本、カナダ、赤道ギニア、中国、ブラジル、韓国、ロシア、EU、米国、ウルグアイ、ペネズエラ、コスタリカ、他 (注)ボリビア、台湾、スリナム、ガイアナは協力的非加盟国	マドリード(スペイン)
	大西洋まぐろ類保存国際委員会	1969年				
IOTC	Indian Ocean Tuna Commission	インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定に基づく	インド洋及びその隣接海域(南極収束線の南側を除く)	マグロ類(カツオ、マグロ、カジキ類)	日本、インド、パキスタン、タイ、マレーシア、インドネシア、他 (注)リベリアは協力的非加盟国	ビクトリア(セーシェル)
	インド洋まぐろ類委員会	1996年				
ISC	International Scientific Committee for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific Ocean	日米合意に基づき、1995年に暫定委員会として設立、2004年末に改名	北太平洋(赤道以北)	マグロ類、カジキ類等	日本、カナダ、台湾、韓国、米国、メキシコ、中国 (注)IATTC、FAO、PICES、SPC、WCPFCはオブザーバー	
	北太平洋まぐろ類国際科学委員会					
IWC	International Whaling Commission	国際捕鯨取締条約に基づき設立、1956年議定書により修正	締約政府の管轄下にある母船、船体処理場及び捕鯨船並びにこれらの母船、船体処理場及び捕鯨船によって捕鯨が行われる全ての水域	大型鯨類	米国、英国、中国、韓国、ノルウェー、豪州、他 (注)日本はオブザーバーとして参加(2019年に脱退)	ケンブリッジ(英國)
	国際捕鯨委員会	1948年				
NAFO	Northwest Atlantic Fisheries Organization	北大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約に基づく	概ね北緯35度以北、西経42度以西の北西大西洋(ただし、規制水域は沿岸国の管轄水域の外側の水域)	全ての漁業資源(サケ、マグロ類、カジキ類、鯨類及び大陸棚の定着性の種族を除く)	日本、カナダ、EU、ノルウェー、アイスランド、韓国、米国、ロシア、他	ハリファックス(カナダ)
	北西大西洋漁業機関	1979年				

国際漁業管理機関・資源評価機関の概要 -2-

略語	名称	設立又は発効	水域	魚種	加盟国等	所在地
NAMMCO	North Atlantic Marine Mammal Commission	北大西洋における海産哺乳動物の調査、保存、管理における協力に関する取締に基づく	北大西洋	海産哺乳類	ノルウェー、アイスランド、グリーンランド、フェロー諸島 (注)日本はオブザーバーとして参加	トロムソ (ノルウェー) 4か国・地域
	北大西洋海産哺乳動物委員会	1992年				
NPAFC	North Pacific Anadromous Fish Commission	北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約に基づく	北緯33度以北の北太平洋及び接続する諸海のうち、各國沿岸から200海里以遠の水域	溯河性魚類(シロザケ、ギンザケ、カラフトマス、ベニザケ、マスノスケ、サクラマス、スチール・ヘッド)	日本、米国、カナダ、ロシア、韓国	バンクーバー(カナダ) 5か国
	北太平洋溯河性魚類委員会	1993年				
NPFC	North Pacific Fisheries Commission	北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約に基づく	概ね北緯20度以北の北太平洋の公海(ベーリング海の公海及び一国の排他的經濟水域によって囲まれた他の公海水域を除く)	サンマ、サバ類、クサカリツボダイ、キンメダイ等(ただし、カツオ、マグロ等の高度回遊性魚種、定着性種族等を除く)	日本、ロシア、カナダ、中国、台湾、韓国、米国、バヌアツ、EU	東京 9か国・地域
	北太平洋漁業委員会	2015年				
PICES	North Pacific Marine Science Organization	北太平洋の海洋科学機関に関する条約に基づく	北緯30度以北の北太平洋及びそれに接する海域	魚類、頭足類、海産哺乳類、海鳥	日本、カナダ、米国、中国、ロシア、韓国	シドニー (ブリティッシュコロンビア・カナダ) 6か国
	北太平洋海洋科学機関	1992年				
SCTB†	The Standing Committee on Tuna and Billfish	SPC のマグロカジキ評価計画(TBAP)の諮問機関として始まり、2004年よりWCPFCの科学委員会に吸収合併	中西部太平洋	マグロ類、カジキ類等	日本、米国、中国、韓国、台湾、豪州、フィジー、他	ヌメア (ニューカレドニア)
	まぐろ・かじき常設委員会	1988年				
SEAFO	South East Atlantic Fisheries Organization	南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約に基づく	南東大西洋	メロ、キンメダイ、オレンジラフィー、カニ等の条約適用水域における全ての漁業資源(ただし、カツオ、マグロ等の高度回遊性魚種、大陸棚の定着性種族を除く)	日本、アンゴラ、EU、ナミビア、南アフリカ、韓国	スワコブムント (ナミビア) 6か国・地域
	南東大西洋漁業機関	2003年				
SIOFA	Southern Indian Ocean Fisheries Agreement	南インド洋漁業協定に基づく	南インド洋	メロ、キンメダイ、オレンジラフィー等の協定適用水域における全ての漁業資源(ただし、カツオ、マグロ等の高度回遊性魚種、大陸棚の定着性種族を除く)	日本、韓国、豪州、クック諸島、フランス(海外領土)、モーリシャス、セーシェル、タイ、EU、中国 (注)台湾は漁業主体として参加 (注)コモロ及びインドは協力的非加盟国	レユニオン (フランス) 10か国・地域
	南インド洋漁業協定	2012年				
SPC	The Pacific Community	太平洋委員会設立協定に基づく	北緯20度以南の南太平洋	マグロ類、カジキ類等	米国、フィジー、仏領ポリネシア、他 (注)英国が再加盟	ヌメア (ニューカレドニア) 27か国・地域
	太平洋共同体事務局	1947年				
WCPFC	Western and Central Pacific Fisheries Commission	西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約に基づく	中西部太平洋	マグロ類(カツオ、マグロ、カジキ類)	日本、米国、中国、韓国、台湾、豪州、EU、他 (注)タイ、ベトナム等7か国は協力的非加盟国	ポンペイ (ミクロネシア) 26か国・地域
	中西部太平洋まぐろ類委員会	2004年				
	日中漁業共同委員会	日中漁業協定に基づく 2000年	日本及び中国の排他的經濟水域	全ての水産資源		
	日韓漁業共同委員会	日韓漁業協定に基づく 1999年	日本及び韓国の排他的經濟水域	全ての水産資源		
	日ロ漁業委員会	日ソ地先冲合漁業協定に基づく 1984年	日本及びロシアの北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域	全ての生物資源		
	日ロ漁業合同委員会	日ソ漁業協力協定に基づく 1985年	北西太平洋	溯河性魚類を含む全ての生物資源		

†: 吸收・合併された組織